

一般社団法人 しずおか自転車ホビーレース研究所 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 しずおか自転車ホビーレース研究所と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、地域住民・民間企業・自治体・各種団体等との協働により、自転車関連事業を活発化するための環境づくりと開催によって地域の発展に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 自転車関連事業の会場の開発
- (2) 自転車関連事業の企画・運営
- (3) 自転車の安全利用ならびに自転車競技に関する講習会の企画・運営
- (4) 自転車関連事業の企画・運営事業ノウハウの提供・販売
- (5) 自転車関連事業の企画・運営事業の受託
- (6) 自転車専門家の紹介・斡旋・仲介
- (7) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第4条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(社員の資格喪失)

第7条 社員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

(退社)

第8条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49

条第2項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(開催地)

第12条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第13条 社員総会の招集は、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より5日前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第15条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

(役員数)

第18条 当法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上12名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

(顧問)

第19条 この法人に、顧問5名以内を置くことができる。

2 顧問の職務は、理事会の諮問に応え、理事会に対し意見を述べることとする。

3 顧問の選任および解職は理事会において決議する。

4 顧問の報酬は無償とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(選任等)

第20条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 監事は、社員総会の決議によって選任する。ただし、監事は当法人の理事または使用人を兼ねる事はできない。

(代表理事の選定及び職務権限)

第21条 当法人は、代表理事1名を置き、社員である理事の互選により定める。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(代表理事の職務権限)

第22条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第25条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、特別決議をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第26条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第27条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第28条 当法人は、役員一般の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 理事会

(公正)

第29条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事の解職

(4) 顧問の選定および解職

(招集)

第31条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき、または代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

第6章 基金

(基金の拠出)

第33条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第34条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第35条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第36条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って行う。

第7章 計算

(事業年度)

第37条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第38条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、定時社員総会で承認を経なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする

- (1) 監査報告

第8章 附則

(最初の事業年度)

第39条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成28年12月31日までとする。

(設立時の社員)

第40条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	齊藤寿規	山内真一	佐野淳哉
設立時代表理事	齊藤寿規		
設立時監事	酒井文人		

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第42条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

静岡県静岡市葵区羽鳥3丁目1-75

設立時社員 齊藤寿規

静岡県静岡市葵区丸山町70番地の2

設立時社員 山内真一

(法令の準拠)

第43条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人 しずおか自転車ホビーレース研究所 設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成28年 月 日

設立時社員 齊藤寿規 印

設立時社員 山内真一 印